

## 新丸山ダム水源地域協議会規約

## (名称)

第1条 本会は、「新丸山ダム水源地域協議会」(以下、「協議会」という。)と称し、その組織及び運営については、この規約に定めるところによる。

## (目的)

第2条 丸山ダム周辺における自然、文化、伝統等の地域資源とともに、新丸山ダム建設に伴う基盤整備等を活用して、新丸山ダム周辺地域(瑞浪市、恵那市、八百津町、御嵩町)の振興に資する効果的な施策を検討する。

## (所掌事務)

第3条 本会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 丸山ダム管理・新丸山ダム建設工事に伴う地域振興に関すること。
- (2) 新丸山ダム周辺地域の連携による地域振興に関すること。

## (協議会)

第4条 協議会は別表に掲げる会員により、構成する。

2. 協議会の事務局は、国土交通省新丸山ダム工事事務所とする。
3. 協議会は、必要に応じて事務局が招集し、第3条(所掌事務)に関する事項を検討する。
4. 協議会は、幹事会を組織し、会務を行う。

## (幹事会等)

第5条 幹事会は、必要に応じてワーキンググループを組織し、施策の具体的な検討を実施する。

2. ワーキンググループの組織構成は、検討内容及び地域性を考慮するものとする。

## (その他)

第6条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて協議会の承認を得て定めるものとする。

## 附則

この規約は、平成29年8月25日から施行する。

平成30年11月21日から施行する。

令和4年9月20日から施行する。

(別表)

新丸山ダム水源地域協議会 会員名簿

所属等	氏名	備考
瑞浪市長	水野 光二	
恵那市長	小坂 喬峰	
八百津町長	金子 政則	
御嵩町長	渡邊 公夫	
関西電力株式会社 東海支社長	小森 浩幸	
国土交通省木曾川水系ダム統合管理事務所長	渡邊 伸也	
国土交通省新丸山ダム工事事務所長	加納 啓司	